

平成16年3月8日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成16年3月8日
開会 10時00分 閉会 1時25分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議室
- 3 出席委員 7名
委員長 永井 繁樹 副委員長 助川 順一
委員 豊島 善江 牧野 茂敏 堀川 貴庸 中野 敏勝 大野 和政
議長 本保証喜
- 4 説明員
民生部長 石原尉敬 町民課長 熊谷直則 環境衛生係長 所 拓行
- 5 傍聴者
中橋友子 野原恵子 前川雅志 芳滝 仁 伊東昭雄 額額太郎 浜村圭子 佐藤俊江 石井敦子
成沢せい子 田利政文 岡崎節子 北原博子 鈴木志摩子 可知和子
- 6 事務局
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
- 7 審査事件
議案第22号
幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
陳情第1号
「家庭系ごみ」の有料化を行わないよう求める陳情書
- 8 審査結果
継続審査
- 9 審査内容 (下記のとおり)

◇審査内容

(10:00 開会)

[開会・開議宣告]

○委員長（永井繁樹） それではただいまより、3月2日の初日に付託されました議案第22号幕別町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきまして継続審査を開始いたします。

前は、資料等のおおむねの説明の中で認識を深めていただきました。

今日につきましては、出されている条例についての質疑から入ります、よろしく願いいたします。

本会議で資料が提出されていると思いますので、その資料に基づいていきたいと思っておりますので、用意をお願いいたします。

説明資料の10ページと11ページ、12ページ。この3ページにまたがっております。特に11ページについては料金等の設置がされておりますので、これらについての質疑も深めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。 それでは、早速、条例案の質疑に入りますので、質疑のある方は挙手をもってお願いいたします。

質疑ございますか。 中野委員。

○中野委員 この条例の中に料金設定をされているところがあるのですが、リットル当たり3円ということで査定されておりますけれども、この査定の3円でやった場合、どれだけの効果というか、そういうものが出るのでしょうか。料金の部分で。

○委員長（永井繁樹） 所係長。

○環境衛生係長（所拓行） あくまでも推測という形の中でお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、おおよそ6,200万円程度のお金が入ってくる予定になります。

それにつきましては、可燃・不燃・または大型ごみの収入というふうな形の中で考えていただきまして、前にもご説明しましたキロ数に基づきまして算出したものでございます。

一応、6,200万円につきましては、1年分という形の中で考えますので、平準化というふうなもので大体考えますと、半年で約3,000万円程度の収入があるのではないかとというふうに予測をしているところでございます。

○委員長（永井繁樹） 中野委員。

○中野委員 今、この料金を有料化にしていく場合に、低所得者とか子どもの多い家庭とか、そういう者に対してはどういう考えを持っていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（永井繁樹） 石原部長。

○民生部長（石原敬敏） その取り扱いにつきましては、町村によっていろいろな考え方がされております。本町では、基本的な考え方としては結論まで至ってはいませんが、実際の扱いとしては、例えば、高齢者の障害度が4級、5級を持っている方のおしめというものについて例えますが、そうするとこれは町で5,000円を上限として購入補助もさしていただいているということなども含めて、例えば、買うところの補助も高齢者対策とか障害者対策という形でやって、それは大きな金額が予想を超えるような、例えば医療費につきましても、突然として大きな支出がおきるという場合などを含めたときに、本当に補助という制度だとかいろいろなものを設けています。

その中で、最終的に今言った処理の過程で、それも減免をどうするかということになると、それとの福祉の全体のつながりの中で、今言ったケースも含めていろいろな全体の中で考えていかなければならないなというふうに考えております。

○委員長（永井繁樹） よろしいですか。 豊島委員。

○豊島委員 そのことに係ってのことなのですが、この条例改正の条例案を見ますと、現行条例では処理手数料の減免のところに、1番、生活保護法の規定による公の扶助を受けているもの、または要保護者というのが書かれています。これが今回の改正案の中では、これが削除されています。この理由をまずはお聞かせいただきたいのと、今のような低所得者だとか、それから寝たきりの方がいるところだと

か、それからまた乳幼児、紙おむつなんかをよく使う乳幼児だとか、そういうような人に対する対策というのは、多く町村でとられていると思うのですけれども、そういうものはまだ考えていないという段階でこういうのも決められたのでしょうか。

普通、いろいろな施策を変えるときというのは、そういうこともきちんと視野に入れながら、私は改正するのが当然だと思うのですけれども、そういうことはまだ検討している最中で、だけれども見切りのここのものを出してきたというふうに、私はこう思うのですけれども、その辺のことはどうでしょうか。

それから、もう一つなのですが、これは有料化を10月実施ということをやっています。その理由をお聞かせください。まずこの二つ、お願いします。

○委員長（永井繁樹） 石原部長。

○民生部長（石原尉敬） まず、冒頭に今ご質問がありました、保護につきましては、いろいろ標準世帯、その他いろいろな努力によって量が減るといことも含めて、いろいろな検討をさせてまいりました。その保護制度の中で、例えば、一つの基準の中に保護制度の中には生活をする一つの基準として、このごみの問題の処理について、当然一つの生活の中の一つの必要度の計算の中で含まれているというふうに、それぞれの町村も解釈をしているところであります、私どももそのような解釈をさせていただいたところであります。それから減免等について、具体的に、いま、確定をしていませんというふうに、私は申しましたけれども、これは、例えば、今後4月以降に条例が通されて、4月以降にこれから議論されていくような課程で、予測できないいろいろなことも推測できるでしょうということの中で、全町としてそういう意向の中でいろいろなものが出てくる可能性を帯びておりますので、全てを決まりごとですというふうには言うつもりではありません。

ただ、いろいろなことを予定といいますか、そういうことを予測しながら考えていかなければならないことも事実だろうというふうに思っております。

それから10月が、有料化の目途にしたかということでもありますけれども、昨今の財政事情、またごみの環境問題を含めたときに、その10月というのは、進めている過程の中で、今、日程の中でも適当な時期というふうな考え方を、これは具体的にここでなければ100%という意味ではございませんけれども、これが行政判断として適当な時期であろうというふうに管内情勢を見ながら判断をしたところであります。

○委員長（永井繁樹） 豊島委員。

○豊島委員 その10月の実施時期ですけれども、適当な時期だと判断されたということですから、これは年度途中です。普通、いろいろな町民にもものすごく変化があるときというのは、新年度からだとか、そういうふうなのが普通ですけれども、あえて途中の10月とした理由が、私はどうしてもちょっとわかりません。もう一度説明してください。

それから、いろいろな低所得者だとか、生活保護に関することだとか、そういう人に対してどうするかということは、有料化を決めてからそれから論議ではなく、本来なら有料化を決める前にそういうことも十分論議して町民の意見も聞いて、そして私はスタートする方が普通だと思うのですけれども、部長のお話を聞いていますと、とにかく決めて、それからいろいろな話なんかも聞いてから決めたいというようなふうにするのですけれども、それはすごく逆のやり方でないかなと思います。

それからもう一つ。生活保護の基準の中で生活の中の必要な部分が計算に含まれているということでした。それはそのとおりなのですが、実際の問題としては、その有料化になった部分が、今まで支給をされている生活保護よりもかかるわけです。その辺をどんなふうに判断されているのか、もう一度お聞きしたいと思います。

○委員長（永井繁樹） 石原部長。

○民生部長（石原尉敬） 時期につきましては十勝管内の今の実施時期、状況見て、いろいろな総合的な判断があるのだろうと、私どもはそういうふうに総合的な判断をした中で、今、年度をまたぐようなやり方、例えば、年度の中でやる。いろいろな意見があると思うのですが、例えば、今回のスケジュール

の中で十分時間を、今回条例を通していただきますと3月以降、十分半年間の中で議論をする。その年度の中で十分議論をしながら、そして皆さんにいろいろなことをこれから説明会など、今、説明会の話もちよっとございましたけれども、今までの課程の中で答申をいただく。その前にごみの減量化に対する計画を立てる、いただいた。その中で有料化のお話も答申の中にあります。そして具体的に12月になって具体的な答申をいただきました。そして有料化が適当ですよということもいただきました。その中で、今度町の方はどういう考え方をされているのだろうかということで、全町的に6カ所、昼、夜、いろいろな時間帯をとって、そして6カ所の説明をさせていただきました。その中で、いろいろな意見を聞かせていただいた中の総合的判断として、その10月で、今、理事者、それからいろいろな公的な、あるいは公区町さん関係と、いろいろな方のご意見をいただいた中で、そういう10月の時期が行政として適当な時期だろうというふうに判断したところであります。

それから、保護等について、今、お話ししましたけれども、完全に全部が決まりきっていますという言い方をしたわけではなく、今の基本的な考え方の中に、今言ったような生活保護もあり、例えば、減免のいろいろな考え方はまだこれこれから見えない部分もあるでしょうということを言っているのであって、生活保護については一つの目安の中で、例えば減免と、私、基本的に今どういうふうにあるかということも私なりに考えはございますけれども、それはこれから、例えば4月以降にいろいろな形で聞かせていく中で我々行政側が想像できないようなことが意見としていただくこともあるのかもしれない。そういうことも慎重に受け止めていくことも大事なことであるというふうに考えているところであります。具体的にこれとこれは絶対に減免ですよとか、そういうような言い方は、今するような時期ではないというふうに思っています。それは十分、4月以降にいろいろな形で聞く機会が十分ございます。そういうことで考えていきたいと思っております。

○委員長（永井繁樹） よろしいですか。 豊島委員。

○豊島委員 ちょっと考え方がすれ違っているような気がするのですが、今の部長のお答えでは、1月から2月にかけて6カ所、十分町民の皆さんから意見を聞かせていただいたということで判断をしたというふうにおっしゃられました。私は、これが、とても十分に声を聞いたというふうには思わないです。町長や幕別町の姿勢としては、常に町民参加のまちづくりということで、これをうたってきましたし、努力されてきたのだと思うのです。

ところが、今回の場合は約1カ月間で、町内全域でわずか6カ所です。その懇談会の中でも反対の意見もあれば、しょうがない賛成だという意見もありますし、さまざまな意見があったと思うのです。これだけで踏みきるということは、私はものすごく乱暴なことだと思います。

ほかの所に所管事務調査に行ったときも、80回もの懇談会をやって、町民アンケートもとって、それで実施したというところもありましたけれども、そういうところと比べても、これは非常に町民軽視のやり方ではないかというふうに思うのですが、その辺はどうお考えになっていますか。

○委員長（永井繁樹） 石原部長。

○民生部長（石原尉敬） 説明回数が多い、少ないの議論でありますけれども、あるところでは一般人の意見を聞かず議会で議案として提案された。そういうところもございます。これは十勝でありますけれども、それが良いとは言いません。

ですから、私は、有識者といえますか、ごみ減量等推進審議会の中でこの有料ごみについていろいろな意見を勉強していただいて、いろいろなことを研究していただいた方に、まず、幕別町のあり方はどうでしょうかということをお願いして、その中で有料化は適当ではないですかという返事をいただいた。その中で、町民にはどういう意見がありますか。その前段で、既に公区長さんから逆にどういうふうに考えているのかとか、いろいろな意見もいただいている過去の経緯がずっと積み重なっています。何年も。私もこの仕事、通算で相当長いのですけれども、こういういろいろな過程をずっと得てきている。

ただ、今言った答申だけがすべての結論ではなく、過去の積み上げから考え、今、全国でも80%になろうとしている。今、もう既になると思いますけれども、80%の団体が有料化をせざるを得ないという財政状況と今後の環境を考えたときに、我々はそれも総合的に、例えば管内的なものはどうですかと、

いずれの中で総合的に判断したときに、この状況というのは理解できる状況ということに。今、言ったように町民の意見、当然聞かせていただきましょう。当然、反対があるでしょうと。ほとんど反対の意見が多かったと思います。来ていただいた方は。

そういうことも踏まえて、ただし、いろいろな会合の中、町長はじめ理事者、そういういろいろな意見を町民から聞かせていただいております。その中で総合的に判断をして、苦渋の選択としてこういう形をせざるを得ない社会環境になっていくのかと。

これから、いろいろな財政的な裏付けの話も、これからご質問の中でするようなこともあると思いますが、これはあとで質問の中で答えていきます。

○委員長（永井繁樹） ほかにございますか。 牧野委員。

○牧野委員 先ほど、効果が6,200万円ぐらいと言われました。

この町民の負担率と町の負担率。この割合は幾らぐらいになるのでしょうか。この6,200万円を計算しますと。

それともう一つ、もし有料化した場合、この減量の可能、数字ではちょっと出るのかどうかはわからないのですけれども、パーセンテージはどれぐらいの量が減量化されると予想されていますか。

その2点についてお願いします。

○委員長（永井繁樹） 熊谷課長。

○町民課長（熊谷直則） 6,200万円といますのは、町の方の1年間を見ますと、歳入として返ってくるものでございます。

それで、いろいろ経費がございまして、袋の印刷等々がかかりまして、これにつきましては、約1,400万円かかるというような試算をしております。それでその残りが純然たる歳入といたしますか、そういう経費になってきます。

それと、減量でございまして、6%が減量になると、全体分です。そういう試算をしているところでございます。

○委員長（永井繁樹） よろしいですか、牧野委員。

ほかにございますか。 中野委員。

○中野委員 住民に対していろいろな形で相談会をしたり、説明会をしたりしているわけですが、特にマンションとかアパートとか、公住の部分では非常に、現在でも分別が良くないのです。これからやっぱり説明をしていく時において、もっと細かに説明をしていかなければならないのではないかと思うのですけれども。

それと、資源の回収です。資源ごみの回収というのは非常に進んでいるわけですが、これらを公区にもう少し働きかけて、そして拡大をしていくというようなことも必要ではないかというふうに感じるわけです。この辺はどうでしょうか。

○委員長（永井繁樹） 熊谷課長。

○民生課長（熊谷直則） 今、札内地区等の公区長さん方からも、単身者だとか、そういうマンションに入っている方、公営住宅に入っている方の分別があまりよろしくないというような話は伺っております。

これに伴いまして、私たちも、マンション等の大家さん、そういう方をお願いをして、いろいろ分別の注意等をしていただいておりますけれども、今後におきましてもこれらについてはかなり集めまして、いろいろお知らせといたしますか、十分に分別されるようにしていただきたいなと思っております。

また、公営住宅等につきましては、道営住宅だとか、町営住宅の絡みもございまして、町の施設課の職員等も一緒になって説明等をしたいと思っております。

それと、資源回収等につきましても、これは公区とか、子ども会だとか、老人会だとか、いろいろやっていただいておりますけれども、やはりこれらにつきましてもお知らせ等で公区の方で資源回収をやっていただくといえますか、かなり資源回収の時にも出されている部分がありますので、公区等のほうに移行していただくようにいきたいと思っております。

○委員長（永井繁樹） 中野委員、いかがですか。よろしいですか。 中野委員。

皆さん、すみませんが、しゃべる前にマイクのスイッチを必ず押すようにしてください。

○中野委員 有料化そのものは必要とは思っておりますけれども、これに伴って今度は不法投棄がかなり増えてくるのではないかというような気がするのですけれども、この不法投棄に対しての対策というのは、何か考えられているのでしょうか。

○委員長（永井繁樹） 熊谷課長。

○町民課長（熊谷直則） 不法投棄もいろいろの種類があるのかと思っております。山の中に行って投げる部分と、各公区にありますステーションの所に、町外だとか、その公区外から持ってきて投げてくるのもございます。

それで、山といいますか、市街地以外の場合につきましては、私どもとしましては郵便局の配達といえますか、それらの方をお願いいたしまして、その配達地区の中で見受けられれば町の方に報告してもらおうというような体制でやっております。

また、市街地の中につきましては、やはり私どもいろいろと見て回るとい部分もなかなかできないものもございますので、これにつきましては公区の中で、その牽制しながらやっていただきたいと思いますと思っております。

それで、今といいますか、各公区長さんにおかれましては、良い方法がないかということで町の方にも相談されているのもありますので、それらにつきましても今後十分検討してまいりたいと思っております。

○委員長（永井繁樹） 中野委員。

○中野委員 郵便局員の方に協力を求めているというのですけれども、郵便局員の方から役場に直接連絡をもらったのはどのぐらいあるのですか。

それと、不法投棄の問題ですけれども、例えば道路を走ってもかなりの不法投棄がされているわけです。コンビニからの弁当を食べたやつを投げてみたり。そういうものを拾った場合、結局、何かほかの料金のかからない袋というものがなければ出せないのではないかと思うのです。そういうのは考えているのでしょうか。

○委員長（永井繁樹） 熊谷課長。

○町民課長（熊谷直則） 郵便局と契約して実際やっているわけですがけれども、今のところは報告というのはありません。といいますのは郵便局の配達区域しかやっていただけないと。ちょっと横の方にそれますと、これはちょっと契約外でございますので、今のところはならないようなことになっております。

それと、コンビニ等、道路等にいろいろなってくるのでしょうかけれども、これにつきましては、管理者といいますか、国道につきましては国の方でやっていただくと。道の方は道、町の方は町ということになりますけれども、これはなかなか難しい問題でございます。拾ったときにどうするのかということになりますと、それが果たして拾ったものなのか、自分の所から出たものなのかということがなかなか難しいようなことになろうかと思えます。

ただ、ボランティアとか、公区の方で集団的にやっていただいくという場合には、これは当然、有料ということにはなりませんので、無料ということになろうかと思えますけれども、今のもっとも、当然いろいろ拾われたとか何かあって、公区長さん等がそれを認めるということになれば、その中でやっていくしかないのかなと思っておりますけれども。

○委員長（永井繁樹） よろしいですか。

今、追加説明がありますので。 石原部長。

○民生部長（石原尉敬） 郵便局と契約をし、こういうことがあったら通報してくださいというようなやり方で、実際に郵便局さんに、ちょっと誤解されているのかなと思うのですけれども、今、中野委員がおっしゃったように、例えば、その辺にポイポイ投げていることを指摘してくるというのではなく、一定の大量といいますか、大きな量の時にあそこでこういうものがありますという言い方になろうかというふうに思います。

ですから、個々に、例えば道路に一つ袋が置いてありましたよということでは、郵便局の局員さんはこっちにわざわざ報告はいただけないということになります。

ただ、これからいろいろな形で、今、恐れている、懸念している、大量の投棄があるのではないかと、不法投棄があるのではないかとということが、この間、先日、お話を聞いた町村でも、それほどいう意見と、当初はという意見もいろいろとありましたけれども、そういう状況も見ながら、また綿密に、例えばその通報のあり方、郵便局だけではなく、いろいろな運送業をやっている方々が車で郡部の方までずっと入りますので、そういう方ともこれからどういう契約なり、いろいろなことを、ご相談をし、例えば、通報のシステムをつくるとかいろいろなこともこれから考えていかなければならないのかなど。

そして、不法投棄につきましては、本年度は警察と協力関係を結び、例えば、不法投棄があったときに警察に通報し、警察と事件を調査していただき、判明したのは、6件割り出しをいただいて、それにはそれなりの制裁をし、措置をさせているということでもあります。

中でもタクシーの運転業務や何かにも本当にこれから協力を求めていく形が、一番良いかなというふうにも思っております。

○委員長（永井繁樹） ほかに質疑ございますか。 豊島委員。

○豊島委員 不法投棄に関しては、農家の方からこれだけは絶対に言ってほしいと言われていたことがあるのですけれども、今でも非常に不法投棄が多いのだそうです。それで、特に見えないところ。自分の土地のくぼみだとか、見えないところかなりの不法投棄をされるということで、そういう状況があるそうです。

これが有料化になればさらにごみが捨てられるのではないか。それは公道のみならず、個人の土地、農家の方の土地や何かにも不法投棄がされる。そういう場合は本当に困るのだということをおっしゃっていたのですけれども、このことに対してもやはり有料化になったら、河川、川だとか、山だとか、それから特に十勝だとか北海道のように土地がすごく広い場合は、やはり市街地から離れたところたくさん不法投棄がされるというのが、有料化したところの町村でも出てきているというも聞いています。そのときの、今は警察に届けるとかというふうに部長のお話がありましたけれども、最終的な処理というのは、結局は警察に届けて解決しなかった場合は、自治体やる、もしくはその土地の所有者がやるとかというふうに、ほかの町村では解決していると思うのですが、その辺はどんなふうにお考えでしょうか。

○委員長（永井繁樹） 豊島委員、確認します。 それは今、農業者というお話がありましたけれども、ご質問は農業者を中心としたお答えでいいのですか。

○豊島委員 いいです。

○委員長（永井繁樹） 石原部長。

○民生部長（石原尉敬） 私が考えるところに、不法投棄というのはやっぱり間違っって投げるということがあっても、だんだんやっぱり我々の、例えば、行政なり一般社会が、そういうことは悪いことですよというしっかりした信念をもって、そういう目でものをみる。例えば、町の中で適正な袋に入れず投げ方をしているとか、そういうことをやっぱり正しくやろうというみんなの気持ち、いつまでもそんなに幕別町民が否定されるほど悪い投げ方を続けていくというふうには考えておりません、はっきり言って。そして、この不法投棄の問題について判明したときには罰金が40万円であります。40万円の罰金ですよということも罰則としてあるわけです。そういうことも考えたときに、幕別町の人間がいつまでも、例えば一袋、例えば平均が30リットルであれば90円。90円のを郡部の方までにわざわざ持って行って投げに行きますかと、それほど悪質な方が幕別町におりますかということも、私は考えたいと思います。

ただ、そういうことのないような、我々は、皆さんもそうです、町民の目もそうですけれども、皆さんがそういう気持ちになってとか、我々行政がそういう教宣をしていくのですとか、啓発していくのです。そういうことが大事なことだというふうには十分理解しております。

○委員長（永井繁樹） ほかに質疑ございますか。 堀川委員。

○堀川委員 不法投棄に関連して質問させていただきたいのですが。

今回、ごみの減量化ということで、ごみの減量を不法投棄のような感じで各家庭が減らそうと考えると同様に、庭先なんかで燃やせるごみはいいのですけれども、燃やせないごみを含めて焼却する可能性もあるのではないかなと思うのです。

今回、環境問題に考慮して始める部分もあると思いますので、これは非常に大気汚染ですとか、水質汚染につながっていくのではないかなと思うのですけれども、その辺はどう対応策を考えられているか。

また、我々民生は民生常任委員会、芽室の方に視察をさせてもらいましたけれども、芽室の方ではそういう対応に迅速な対応をしたいということで配置された人員がかなり多かったと。この幕別町では仮に10月1日で実施された場合、その対応をする人員配置も含めた計画というのはどういうふうな考えでもっていかれているのか、お考えを示していただきます。

○委員長（永井繁樹） 石原部長。

○民生部長（石原尉敬） ここ数年かけて焼却炉の撤去ということで、かなり重たいものですが、ユニックの車、それでもって当然無料で回収しますよと。地先まで行って回収をするということ、過去、予算をもって処理をすることが2回ほどございました。1回目は大々的に、今、出してくださいという形で、焼却炉は、これからは使えませんよということで1回やりまして、最終的な手直しということで、まだ出されていない方ということで最終的にもう一回やらしてもらったところであります。

ですから、こういうことからいうと、今、町の中で燃やしているごみについての神経質な態度というのは、私たち特に感じるのですが、例えばよく子どもを抱えている奥さん方が、ちょっと燃やしているとすぐに電話が来ます。あそこの庭で燃やしています。ですからその都度、うちの職員が行きます。そして燃やさないでくださいよと止めます。そういうことが多いです。悪質なものについては警察を入れますよということで、実質、警察も入れたこともございます。

それと今、人員のことでありますが、今、こういうご時世でありますから、人員が例えばこのあいだ視察したような町村のように、急に増やせますかというふうに具体的にいわれると非常に難しいなと思っています。

ただ、大きな係とか、そういうような範疇に広げて、今、いろいろな業務がそれぞれ独立した部分を俗に昔でいう大課制とか、いろいろな言い方ありますけれども、うちの幕別町も結構直しているのですけれども、それを係ごとの連携をとれるような体制。例えば今の係体制でいえば、町民課の中に交通防災と環境衛生というのがございます。これが一体となって業務をしておりますので、これの連携を取ることによってあそこに職員が6名おりますということになると、6名が常時、非常時体制を組めるということになります。それと、事務所はちょっと離れていますけれども、そこでの連携をどういうふうに取りすのかということも効率的な人の使い方によって有効な方法をとれるのかなというふうに思っております。

○委員長（永井繁樹） よろしいですか。堀川委員。

○堀川委員 有料化の目的の中で五つ挙げられているのですけれども、この目的というものを、この条例案に盛り込んでいくことは考えていらっしゃるのですか。目的を非常に明記していくということも、ひとつ大事ではないかなと思うのですけれども。

○委員長（永井繁樹） 石原部長。

○民生部長（石原尉敬） 今、条例の中で表現してありますけれども、こういう目的だからという趣旨としての目的はありますけれども、それを個々のこういうことがいいとか、時代的に、例えばその状況というのが変わってくるのかなということで、そういう形で表現する、条例の中で表現するのは適当ではないかなと思います。例えば、違う形で、幕別町の環境思想とか、幕別町のごみの現状のあり方について、幕別町はこういうような考え方で、例えば町をきれいにという宣言だとか、ああいうような形のあり方が一番いいのかなというような私なりの個人的な見解では、そんなことも一つの方法かなと。

例えば、幕別町は、環境はこうですよとか、動物の糞の処理はこうですよとか、そういうきれいな町ですというイメージを宣伝するとか、そういうような手法も一つのあり方かなと。条例というのではなく

て、そういう形の方が好ましいのかなという感じも考えております。

○委員長（永井繁樹） 中野委員。

○中野委員 さっき、20リットル、30リットル、40リットルの3種類とするというふうにしてあるのですけれども、10リットルというあれがないのです。ほかの町村では10リットルの袋も活用されているのですけれども、今、資源ごみが出た関係で、非常にごみの可燃・不燃については減っているのが現状なのです。そういうところから見ると、この10リットルという袋もあっていいのではないかというふうな気がいたします。当然、料金も安くなるでしょうし、毎週毎週、回収に来るときに出すのであれば、大体10リットルの袋があれば間に合うのではないかというような気がいたします。普通の家庭で。

それともう一点。10月1日から実施をするということですのでけれども、試行期間とか、あるいは区域を決めてやるとかということは考えているのでしょうか。

○委員長（永井繁樹） 熊谷課長。

○町民課長（熊谷直則） 本町としては、20リットル、30リットル、40リットルということで、3種類を予定しているところがございますけれども、ほかの町村でも10リットルというのは実はございます。

それで、本町としてはこの3種類でいいのかなという当初の考えがありまして、やるところですけれども、今後、これはどうなのかなということもあろうかと思えます。ですから、やっていった中で、本当に10リットルが必要なのかということになれば、当然10リットルをつくっていかねばならないと思っております。条例では、リットル3円ということをやっておりますから、これは袋の大きさも10リットルをつくらないということはないのですけれども、いろいろ経費の方もございますので、これをやっていった中で判断していきたいと思っております。

それと、試行的な期間でございますけれども、これにつきましては約1カ月前、9月に袋を各家庭に配布してやっていこうというようなことで、今、計画しているところであります。

○委員長（永井繁樹） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。 堀川委員。

○堀川委員 管内情勢についてなのですが、音更、帯広なんかは今のところ議論されていると思うのですけれども、あと、池田さんとか、近隣の町村にまた不法投棄をしていくという方も出てくるのではないかな。そういう管内的な情勢も、今後どういうふうになっていくのか。推測でかまわないのですけれども、ちょっと説明していただきたい。

○委員長（永井繁樹） 熊谷課長。

○町民課長（熊谷直則） 今のところ、豊頃、池田につきましては、来年ぐらいから実施されるという話は聞いております。その他、本別だとか、池北線といいますか、そちらの方につきましては、ちょっとまだ、されないというような状況を聞いております。いろいろな町村のやり方といいますか、それ以上の問題等もございまして、これについてはまだというように聞いておりますけれども、いずれにいたしましてもこれについては、今やはり協議していくという、その各町村においては有料化について協議をしていくという方向でいっているような状況でございますので、遅かれ早かれ、十勝管内全体ではこういう有料化に向いていくのかなと思っております。

○委員長（永井繁樹） ほかに質疑ございますか。 豊島委員。

○豊島委員 不法投棄のところちょっと聞きたかったのですが、あまりにも楽観的なお答えだったので、ちょっと唖然としたのですけれども。幕別町にそんな悪質な人はいないと思うということでお答えになりましたけれども、私も悪質な人はいない方がいいとは思っています。

ただ、今、有料化でない段階でも不法投棄というのは結構多いというふうに聞いています。そういう中で、有料化になったら不法投棄が増えますよという例が全国でもたくさん出ているわけです。そういうことから考えますと、そういういないだろうということではなくて、そのときにどういうふうに対処するかとか、それから最終的にはそういう不法投棄をされたものを町が回収をしなくてはいけなくなると思うのですけれども、その辺のところの費用だとか、どんなふうに見ているのか、それもちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（永井繁樹） 石原部長。

○民生部長（石原部長） 誤解があったら困りますけれども、不法投棄はなくなるという、ないとか、そういう意味で言っているわけではなくて、安易に考えているわけでもないつもりでもあります。確かに、不法投棄はある。これは現実です。今でもそうですけれども。いま無料でも投げるから、有料だから異常に増えるのかなという言い方をされると、それほど異常な感覚を持ちながら見るほど幕別町民は違いませんかというような気持ちで、私は見たいというのです。これは期待感もありますけれども。

その中で、我々はこれから、例えば社会の生活の中でこういうことだと思ふのです。自分が有料で出している、ポイ捨てするという見方が、今の無料化の中で見ている目線とは、皆さんの意識が変わってくるのだろうなど。それを罪の意識として、今は無料だからどこへ投げても無料ですよということと、有料を投げている罪の意識というのは、私、一般社会の人間であれば、もっともっと大きくなっていくのではないかなというふうに思ふます。そういうことも含めて、期待をしながらという意味も含めて言っているわけであります。

ただ、これからも、例えば、ポイ捨てが、常時、道路ですとか、いろいろなところで車の中から投げるでしょう。そういうことはあると思ふます。確かにそれは、先ほどもお話しましたように、運転を業とする方々の情報提供をいただくようなことも含めて、そういうものをいただきながら、我々は町としてやらなければならないことは当然としてやっていきます。幕別町はいつもごみだらけの町ですねなんて、そんなことにはなりませんので、そういう対応は十分していくような、さっき言ったような系の体制づくりもそういうことの始まりであります。

そういうふうにして、幕別町はきれいな町ですよと言われる、有料化になったから汚い町ですよというようなことにならないようなことを、十分やっぱりこれから手当てしていかなければならない。それが、これから10月までの期間でもあるし、十分そのことは念頭にありますから、もっと進めていきながら試行なり、実施に入っていきたいというふうに思っております。

○委員長（永井繁樹） 豊島委員。

○豊島委員 経費としては、このことに対しては見えていないということで押さえていいですか。

○委員長（永井繁樹） 石原部長。

○民生部長（石原部長） いま現在でもそういうものに対して職員が動くこと自体しか、ほとんどないわけです。実質の行動としては。

そうすると、見ている、見えていないというのではなく、職員はいつも、例えばごみに対する問題の担当者であります。ですから、当然全体の税金を使っていることは、いつも変わりはありません。

○委員長（永井繁樹） ほかに質疑ございますか。 助川委員。

○助川委員 目的の中には、財源確保という点もあるのですけれども、先ほどの牧野委員の質問ともちょっと重なる部分があるのですけれども、有料化した場合、有料化しない場合、その処理経費というのですか、一応、それぞれ積算はされているのですけれども、あとはそれにかかわる袋やシール、それに原価、あとは、配布の手数料とかいろいろあります。そういう部分を引いて、今までの町の処理量からいっていくら減額になるのかというのをちょっとお知らせいただきたい。

条件、量を、ある程度一定にした数字でお願いします。

○委員長（永井繁樹） 石原部長。

○民生部長（石原部長） 先ほど課長の方から申しましたように、全体的な使用の料金として約6,300万円が収入として見込んでおります。その中で、今、経費として約1,400万円が経費として出てきますという言い方が、これは1年ベースであります。ですから、4月から翌年の3月まで。

例えば、新年度におければ10月からですから、これは若干、当初経費もありますので、若干数字は動きますけれども、おおむねそれを差し引きした段階では、今年の10月からの純然たる収集、運搬、処理、これに充当できる金額はいくらになりますかということ、約2,000万円程度を見込んでおります。これは半年であります。平年度化すると、約これの倍というふうに考えていただいたらよろしいかなと。これは実態としてこれから実績が出てきますから、平準化していく段階でわかりますけれども、今、大きな

形でいえばそういうことかなというふうに思います。

それと今言った、指定ごみのシール印刷だとかいろいろな経費がありまして、ナイロンの袋もそうです。全部で。それが690万円ぐらいかかると。

それから試行用にごみが必要ですよということで、1万セットぐらい用意して考えております。1万セットというのは、幕別町は約1万世帯ぐらいあります。それで、1万セットぐらいで110万円ぐらいかかるのではないかと。これは、先ほど課長からいいましたように、9月のひと月をひとつの試行期間として、この中でこういう形で、袋を出していただきますよという説明をしたいということで、その前段で4月からずっと説明会を開いて扱いについてご理解をいただく。減量化についてこうですよ、こういうやり方をしてくださいと。昨年もずっとびっちり歩きましたけれども、今年もそのように同じようなことを繰り返していく必要があるというふうに思っています。

それから取扱手数料というのがございます。というのは、製造されたものから俗に蔵出しという段階です。蔵出しから小売店に行きます。小売店が売り出します。このマージンがあります。これはなぜかという、手数料を含んだ数字であります。袋1枚そのものが実質は10円までかかりません。10円弱です。

ですから、数字的にはナイロンの袋を印刷提供するのに、これがそうです。その他、今言ったマージン分。袋代というのは、例えば、小売店に行く段階で既に90円という数字が発生します。それを買っていただくような形です。マージンを当然考えなければなりません。そのマージンが、今、取扱手数料、これから交渉ごとになりますけれども、相場では今現実、他町村で扱っている分では5%から8%ぐらいのマージンが提供されていくこともあります。

ですから、在庫として持ってしまうという部分と、今、商品売るということと同じ理屈です。そういうようなこともあろうかと思っています。

ただ、これは、極力これから交渉の中で幕別町独自の努力によって詰める努力していかなきゃならないというふうに思っております。

○委員長（永井繁樹） いいですか。 助川委員。

○助川委員 ごみの処理の前提は、例えば資源が3倍になるとかいろいろあります。その中の動く処理経費はそれぞれ違いますけれども、それは、その違いも含めた計算でやってあるということですか。

○委員長（永井繁樹） ちょっと、意味がわからない。もう一度お願いします。

○助川委員 例えば、15年度で総処理経費ということで参考資料に載せてありますけれども、これが無料化の段階の試算というの、その比較はしてありますかという意味です。

○委員長（永井繁樹） 助川委員、ちょっと確認しますけれども、そうすると一般処理経費と無料化処理経費の総計比較をしているかということですか。

○助川委員 そうです。

○委員長（永井繁樹） 熊谷課長。

○町民課長（熊谷直則） 15年度について申し上げますと、実質かかっている費用につきましては、収集運搬経費がございまして。それと、くりりん等に出して処理している経費がございまして。

これにつきましては、有料化になったときに、たぶん減ってくるのだろうというようなことになりまして、運搬経費についてはほとんど減らないという状況になります。

処理経費につきましては、くりりんの方になりますけれども、これにつきましては、当初、私ども20%減という見込みをしておりますけれども、くりりんにつきましては全体の建設費用だとか、そういう費用を含めた中で組合に加盟している市町村が出したトン数で割り返した経費を出しておりますので、量が幕別町だけが減れば当然減っていきますけれども、全体に管内の組合の町村が減れば、そんなに減っていないというのが現状になってきます。

それと、今、資源ごみ関係で十勝リサイクルプラザというところに搬入しておりますけれども、これもやはり、資源ごみがどんどん増えていきますと、こちらの処理場も逆に増えていくような状況になっていくのかなと思います。

それで、金額的には今のところはちょっと算定しておりませんので、16年、17年はどうなるかというのは、ちょっと今のところはわからないというところでございます。

○委員長（永井繁樹） 審議の途中でございますが、ここで11時10分まで休憩いたします。

10:50 休憩

11:10 再開

○委員長（永井繁樹） それでは、休憩前に引き続きまして、審議を再開いたします。

質疑をお受けいたします。 中野委員。

○中野委員 話をちょっとぶり返すようですけども。いったん3円の設定ということで試算を出していますけれども、これを2円とか2円50銭とか、そういうような形で、この案を出すのも必要ではないかと思うのです。低所得者とか子どもの多い家庭、そういうものを考えると、そういうものが必要じゃないかというふうに感じますけれども、どうでしょうか、これは。

○委員長（永井繁樹） 石原部長。

○民生部長（石原尉敬） 条例上の基本的な出し方というのは、例えば、そういう数字の中で基本形の原則としての出し方が3円という出し方。これは、議案の提案の仕方としては致しかたないのかなと。

ただし、いろいろな個々の状況に応じて、例えば、減免の話がございましたけれども、減免の中で特に事情がある場合については町長が認める範疇の中でそれを減免することができるという1項がありますので、そこで救っていくのが正しいやり方かなと思っております。

○委員長（永井繁樹） よろしいですか。ほかに質疑はございますか。 豊島委員。

○豊島委員 さっきの総処理経費のことで、もう少しお聞きしたいのですが、この資料を出していただいた有料化資料の中に、平成15年の総処理費、2億5,531万3,000円というふうになっています。その前にいただいたごみ処理の有料化についてという資料の方では、平成14年で総処理経費が2億274万9,000円ということです。こっち側のその前に出していただいた資料の中ではそういうふうになっておりまして、これは明らかに総処理経費が有料化をした段階で増えているというふうに、私は見たのですけれども。この中で、これプラス有料化にかかわるさまざまな経費がかかっています。

そういうことも考えますと、なかなか有料化になって、ごみ有料化するための目的の所、新たな財源の確保だとかというふうにも書かれていますが、これにはなかなかそぐわないのではないのかということが一つです。本当にこういうことも含めて考えるのであれば、やっぱり資源ごみの問題を大きく考えていかなくてはいけないのではないのかなと思うのです。資源化がどんどん進めば進むほど経費がかかるという、そのところのやはり矛盾を取り払っていくという、そういうような方策が必要だと思うのですが、その辺はどんなふう考えていらっしゃるのですか。

それから、もう一つなのですけれども、ごみ有料化の目的の一番最初に書かれてあるのが、ごみの減量化を図ることが大きな目的でした。これは、減量化のために有料化ということがずっと言われてきているのですけれども、資源のごみのことも含めまして、可燃・不燃が有料化になって、その分が資源の方に多くの部分がまわされるということがあって、実際には全体的な減量というのは非常に少ないというふうにも聞いているのです。その所をやはり解決しなければいけないと思うのです。その辺はどうでしょうか。

○委員長（永井繁樹） 石原部長。

○民生部長（石原尉敬） 数字的なことは、ちょっと後からお話したいと思います。

資源ごみの考え方と減量ということ、今、合わせてお話ししたいと思うのですが、今、燃えるごみ・燃えないごみという形になって、我々は何を一番大きい努力をしたいのかと、今、ごみというのは資源ごみも含めて全体をごみという表現の仕方の数字になっているわけです。ですから、資源も含めて10だとしたら、例えば、燃えるごみが5とか、燃えないごみが3とか、そして資源と、こういう格好になると思いますけれども。資源というのは、この間もちょっとご説明申し上げたこともありますけれども、

非常に資源のコストというのは高い、処理が非常に高いという実態があります。例えば、今、皆さんもご存じのように、プラなんていうのは運ぶとき、トラックに乗せたら空気を運んでいる状態がございませぬ。実際にトン数では非常のコスト高になります。

ですから、今現在の資源のトン当たりの処理経費は5万円以上かかっております。1トン当たり。一般の燃えるごみが、おおむね3万円を超える数字というような数字であります。ですから、いかに輸送コストも非常に高いという状況にあります。

ただ、資源をむやみに燃やしていいのか、投げていいのかということが基本的に我々のこれからの生活の中には大きなウエイトを占めるのであろうと。ですから、お金がかかるから処理はしないよということには絶対ならないのだからと。そうすると、日本中、ましてやただでも資源がないのに資源がなくなりますよとイコールになるのではないかと。この辺も十分考えて、やっぱり資源というのを大事に例えば、どう資源の焼却といいますか、資源をどう大事に長くもたせるのかという努力を我々はこれからしていかなければならないということが大事なことだと思うのです。

ですから、極端な意味は、燃えるごみ、燃えないごみゼロになっても資源でお金がかかる時代に入ってくるのだろうという言い方もないわけではないのです。ですから、これから資源も最終的に行き着く所へいくと、税との兼ね合いの中で必要な経費をいただくような将来的な時代が来るのかもしれないということも、他の市町村では予測している町村もございませぬ。非常に資源については神経質なくらい、これからは大事に扱っていかなければならないということで、かかるコストは多くても資源は大事にしなければならぬという基本形の中で、これから進んでいかなければならないというふうに思っております。

(「答弁漏れ」という声あり)

○委員長(永井繁樹) 何の部分が答弁漏れていますか。

○豊島委員 やっぱり資源になる方のごみを減らしていくという、そういうことがやっぱり大事だと思うのですけれども、ここでは、ごみ全体のことを考えましたら、今言ったふうに、総処理経費でいけば有料化をしていろいろなことをやります。そして、全体の処理経費は増えてきます。この数字上で見ましたら、それはおそらく資源の方にごみがまわってきているから、資源の方が、コストが高いから増えるという形になります。そういうふうにと考えると、今、こういうふうにごみ有料化と出していますけれども、将来的に見たときに財政問題も含めてみたときに、資源ごみそのものをごみになるものを減らしていくという、そういうような方向での取り組みというのが一番大事になると思うのです。そのところをお聞きしたのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○委員長(永井繁樹) 石原部長。

○民生部長(石原敬敏) ごみというふうに、先ほどいいましたけれども、前後をくくってごみという、ごみの何がいいのかとか、ごみをどう処理するのだという言い方です。資源を含めて。それで今、だんだん役所で例えば、我々が、いついつ会議がございませぬという案内、今まで紙を配っています。それは、今、パソコンで何月何日何時から会議ありますと。そうすることによって紙を減らしましょうと。電気、ケアしましょう。こういう電気も、変圧器で、今言った安くするという手法がございませぬ、そういう変圧器の積み替えもしたというふうなことをしながら、より、そういう資源ごみを大事にしよう。例えば、一つの防寒策としてとして、窓の防寒策をすることによって無駄に使うところが減りますよと、そういうことで一酸化炭素を減らしますよと。そういうような意味を含めて、これから文明社会が進んでいくようになると、逆に新聞も配らなくなる時代が来るのかなと。そういう形の中で資源も減らそうという時代に入ってきていることは事実であります。ですから、今、資源は使わなければ資源は出てこないような仕組みをつくらなければならぬ。ただ、今はごみとして出される部分、燃えるごみ・燃えないごみとして出される部分、どうしても資源に行かざるを得ないものを燃えるごみ・燃えないごみで処分している部分があるから、大事な資源として有効に選別をしてくださいねというお願いを、今一生懸命しているわけです。

これからもそれに期待をしたいというのは、今現実問題に資源としてなる部分がどんなことをしても

今は出ている現状にあります。これから資源になるものは一切なくなるのならこれは別ですけども、今、資源として出るのは間違いなくごみの中にあります。あります中で選別だけをきちっとしてくださいと。そうすると資源を、例えば、木を切る本数が減りますよとかという理屈の中で物事なってくるわけですから、そういう努力を日常的に、これから一歩も二歩も進めていただくことによってという意味で説明しているつもりであります。

○委員長（永井繁樹） ほかに質疑ございますか。 （「数字の答弁漏れ」との声あり）

数字は必要ですか。

○豊島委員 いいですよ。ここに出ていますから。

○委員長（永井繁樹） ほかにございますか。 中野委員。

○中野委員 今、部長の方から一生懸命説明をやってると言いますが、現場ではあまり分別されていないところが散見されるのです。本当に住民意識の欠如といえ、それで済むでしょうけれども、もっと丁寧に説明会等を徹底してやる必要があるのではないかと思います。

私は去年の一般質問で、ごみの分別で話したときに、町長は公住とか、そういうところは出前講座や説明会をして、私どもの方からお願いをして、そして説明会をするというふうにいっているのです。

こういうところ、実際になされているのでしょうか。

○委員長（永井繁樹） 石原部長。

○民生部長（石原尉敬） 最近の話でありますから、うちの職員が直接公営住宅の入居者を全員集めて説明会をしたという、直接のものもございません。

ただ、建設課の公営住宅に係と一緒に出向きまして、そして公営住宅の方々とこれはこういう扱いをきちっとしてくださいという説明は数度しております。

ただ、これから4月以降になりますか、条例を通していただきますと、これから綿密な説明会を進めていかなければならないということは十分、一番協力をいただかなければならないところだと思いますので、逆にこちらからお願いしたいぐらいに説明していきたいと思います。

○委員長（永井繁樹） ほかにございますか。 中野委員。

○中野委員 資源ごみで、先ほどからいろいろ説明されておりますけれども、資源ごみの回収の資料がここに出ているのですけれども、あまり伸びていないですね、これを見ると。

やっているところは徹底してやっていると思うのです。資源回収の時に出了たペットボトルだの、新聞だの、こういうのは特別に公区で何人か出て、そしてそのところから持ってきて集めておいて、そして活用している公区もあるわけですけども、全部が全部ではないわけです。そういうふうにしてやることによって、回収していく量というのはかなり減ると思うのです。こういうところも徹底してやる必要があるのではないかと思います。

更に、10月1日から施行するというので、試行期間が1カ月と。1カ月で果たして徹底していけるのかどうかというのが非常に疑問なわけです。その辺をちょっと聞きたいのですが。

○委員長（永井繁樹） 石原部長。

○民生部長（石原尉敬） 今、お手元に持っているものは町内会で資源の収集をやっている分です。こちらにある数字は、町が、自らが収集した資源の数字であります。

ですから、それは、別な形で数字的には違います。それはあくまでも町内会が、例えば、自分のところから、今、ごみを出すときにきちっと仕分けして、資源は資源ですよと分けた部分を町内として集めて、町内が資源業者に来てもらって直接売るとか、いろいろなことをしています。その数字が、今言ったお手元に持っている数字であります。ですから、若干、こちらに載っている数字というのは、町の委託業者が日常的に出していますよね、資源の日というのを、それを収集した数字が積み上がっているわけですから、若干、それとは内容が違うものだと思います。

それと試行のことでありますが、試行については仕分けをする基本形の出し方を、これから1カ月間で実施してもらおうというふうであります。ですから、今、予定しているのは、20リットル、30リットルを想定して、今、配布して、その中でこういうふうに入るだとか、こういう処理をしたらいいなという

やり方を皆さんが体験をしていただくような時間を1カ月、今言った有料の袋をお渡しして実施してもらうということです。その袋には、この燃えない袋にはこういうものを入れてください、燃える袋には何を入れてくださいと書いたものがあります。あれを配布しながら、それで実施体験してもらおうと。その前に、4月からずっと時間をかけて、皆さんに、例えば有料化はこうですよ、こういうことでこうですよといろいろな説明を、諸々の説明、扱い方、いろいろなことを説明してまいりたいというのが考えております。ですから、半年間かけて、実施にあたって十分ご理解いただけるような説明会をもっていきたいというふうに考えております。

○委員長（永井繁樹） 今の部長の説明の中でちょっと追加説明を願いますけれども、資源ごみ対策の効果の実際、自主的にやっている公区の交付金制度ありますよね。これを増えれば、町の方が減ることですから、理屈はそういうふうに言っていると思います。

ですから、実際にその公区の協力体制をきちっとすれば、もっと資源ごみが減るでしょう。町が回収する部分は、というのですから、その部分についての答えをちょっと追加していただけますか。

○民生部長（石原尉敬） 確かにご家庭でやっていただくことが基本形で、当然それが一番有効な今の手段であります。ですから、それを今やっていただいているものを、なおかつ、もっと厳密に、本当に先ほど中野委員もおっしゃいましたけれども、現場を見ると非常にだらしのない選別でありますよとおっしゃったとおり。そういうことは、例えば、有料化を契機に我々は大きな期待をするところでもあります。というのは、家に行ったら燃えるごみの中にこんな紙がなんぼでも入っていますよと。実際、私もいろいろ体験の中で、そういう状況にて、ですから、全国の各町村がこういうふうなことに踏み切るといっても、そういうものをみんなで大事にしましょう、守りましょうといっていることを守っていただけない部分が、どうしても今言ったような形の中で守っていただく手法の中の一つとして、有料化も含めるといえる考え方になるのかなというふうに思います。

○委員長（永井繁樹） よろしいですか、中野委員。

ほかに質疑ございますか。 牧野委員。

○牧野委員 一般の視察に行きました、芽室町なのですけれども、住民説明会なのですけれども、町が自発的に行くというのではなくて向こうから呼ばれた方が相当多いというお話が確かありました。

そういう体勢をぜひ取っていただいて、公区であれ、ちょっとした小さなサークルであれ、いつでも対応できるような、説明できるような体制を町は取ってやっていただいた方がいいのではないかという気がするのですけれども。

それと、先ほどの区分けなのですけれども、これもよその町村でつくっている、これはすばらしくわかりやすいやつなのですけれども、アイウエオ順に入っていて、これはこれ、これはこれというのがいっぱい書いてあるのです。たぶん、幕別町も冊子をつくると思うのですけれども、うんとわかりやすいような分別の仕方も、そういった冊子を、ぜひ用意していただきたいと、そんな気がいたしますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（永井繁樹） 熊谷課長。

○町民課長（熊谷直則） 説明会の関係でございますけれども、昨年、資源ごみの分別を実施したところ、出前講座という関係で約30回を各公区等から呼ばれまして説明したというようなこともございますので、当然、今回につきましても、十分説明体制をとってやっていきたいと思っております。

それと、先ほど申しました有料化に伴います経費の中に、ごみ分別冊子ということを作成する予定をしております。これらの費用もここに入っておりますので、なるべく早く作成したいと思っておりますのでございます。

○委員長（永井繁樹） 石原部長。

○民生部長（石原尉敬） 説明会、今、牧野委員からおっしゃいましたように、大変有効なことだと。というのは、我々が説明するから聞いてくださいよというより、聞きたいから聞かせよと、こういう姿が一番望ましいのであろうと。ですから、これから行政側からも説明する機会というのを設定いたしながら、なおかつ、いろいろな会議、例えば婦人会の集まりですとか、町内会の集まりですとか、いろいろ

るな機会があれば、逆に今、公区の公区長さんの小委員会みたいなことで、代表者に集まっていたいで、行政と町内がかかわる問題を、どうこれから、例えば町を緑にしましょうとか、いろいろな話をこれから協議する。どういうふうに、例えば、緑にするために町がどのぐらい負担してどういうことをやりましょうという、いろいろなことを町内会と密接にできるような仕組みをつくらうということで、今、代表の公区長さん集まっていたいで始まっております。

その中で、こういう話も持ちかけながら、本当に必要なときに、集まったときについでですから、やっってくださいという仕組みをつくっていくことがいいと思っていますので、今、牧野委員が言われたように、一生懸命その方にも意を用いて、説明会にも意を用いながらやっていきたいというふうに思っております。

○委員長（永井繁樹） ほかに質疑ございますか。 中野委員。

○中野委員 今、懇談会はもう終わったのですよね。全部。懇談会の中で、成果というか、意見がいろいろと出ていると思うのですけれども、やはり私も出たところがありますけれども、そこでは有料化そのものは必要ではないかというような意見が多かったのですけれども、ほかの地域ではどうなのでしょう。

○委員長（永井繁樹） 石原部長。

○民生部長（石原尉敬） いろいろな意見をいただきました。反対という意見もかなり強くいただいたところであります。

ただ、我々が説明不足だった部分もあるのかなと。例えば今の幕別町の財政事情だとか、いろいろなことの説明が不足で、ちょっとご理解いただけない部分があったのかなと。

ただ、ご質問には応じて、なるべく説明しようということでやってまいりましたけれども、確かにそういう意見もあり、中にはこういう手法しかないという言い方をされる町民の方もいらっしゃいました。確かにそういう意味では、いろいろな意見をいただいたのは現実であります。ですから、私は帯広市が住民の懇談会を実はやっていないのです、はっきり言って。これは、ごみ減量審議会の答申だけで一気に議会へ行って議会の議決を得たわけです、実は。それで、私は、やっぱりこういうやり方がいいのかな、相手を否定するわけじゃないのですけれども、もっと加えて幕別町独自の意見を聞き取るようなそういう時間をかけようということでもあります。これは町村によって違うのです。音更町は今言ったように、有識者の諮問、答申をいただかないで、一気に町民説明会に入った。帯広市は今言ったようなことで、直接議会だけでやるという仕組みを取りました。

だから、幕別町は、私はいろいろなところのそれぞれの良さがあってやったのだらうと思いますけれども、私はその姿を見て、幕別町については、今言ったようなことで住民のご意見を懇談会という形の中でいただいて、総合的な判断をするという材料にいただきたいということで聞かせていただいたわけです。ですから、今言ったように反対の意見も確かにございましたし、やるべきだということもありますし、そのためには手法はもっとないかとか、いろいろな話があったことは事実であります。

○委員長（永井繁樹） 中野委員。

○中野委員 そのような形で判断をしたと思うのですけれども、どうも10月からというのに、非常に、少し早いのではないかというような気がするのです。住民がもう少し納得して、そしてやるのであれば、10月からではなく、もう少し時期をずらしてやった方が、よりうまくいくのではないかという気がするわけです。

懇談会を何カ所やって、それで判断をしたということですが、強引な部分があるのではないかという気がするのです。このまま行くと。その辺はどうでしょうか。

○委員長（永井繁樹） 石原部長。

○民生部長（石原尉敬） 確かに中野委員がおっしゃいますように、この手掛けた経緯というのは、ごみ減量審議会から過去数年積み上げてきて、その中で、例えばごみ処理計画を立てていただいた。このために何年間やっています。その中でも、今言った有料化の町民懇談会は別として、有料化についての議論は過去何年間もずっと積み上げてきている経過があります。

ただ、一般に見えないという部分があるかもしれませんが、そういう積み上げの中で、今言った計画の中にも今後の有料化について検討すべきというような字句はいただいた。それをもって、次は、今の管内の状況、例えば全国の状況を見たときに、全国の自治体の80%を超えるような数字が、実際、やらざるを得ないというような財政状況だとか、例えば、ごみの、今言った減量化の推進が進まないとか、いろいろなことを考えたときに、今、町長から審議会に諮問をして、諮問をまとめていただきたい。考え方を。

その結果として、12月5日に答申をいただいたのです。答申をいただいたら、考え方を、これから住民の方、こういう意見もありますという中で住民の方の意見を懇談会という形の中で意見をいただきます。過去にその前に、昨年の公区長会議の中でも、いろいろな説明は、このことについて質問もあり、説明もさせていただいている。町長からも説明しながら質問をいただいたり、という経緯もございますけれども、そういう中で進めてきたということでもあります。

それと、ごみ有料化になれば、不法投棄云々という言葉がずいぶん、実はありました。その中で、私も気になっていることはないわけではないのです。というのは、今回、くりりんセンターというごみを持ち込むところがありますよね。あれは一般家庭の方は、実は無料で、今、搬入していたのです。芽室町も実は有料化になったと、無料なものですから、芽室町の人は車でまとめて持ってくるのです。そういう経過がありまして、ごみ処理計画の中で非常に渋滞して、非常に困ったということで、今、くりりんセンターの中で8月から持ち込みを有料にいたしましようという話があります。

それと併せて、帯広市を取り巻く環境がすべて有料化の環境が実はできてまいりました。その中で、今、危惧しているような不法投棄、例えば帯広からこちらに通っている方も、結構勤務されている方が多いようにも見ております。その中で、やっぱり帯広と音更、芽室、そういう状況を見たときに、例えば幕別町がそういう有料化の状況の中をどう考えるかによって、例えば先ほど不法投棄の話がないとも限らない状況ができるのかなということも危惧する部分はないわけではありません。そういうことも含めて総合的に含めて、そればかりじゃないですけども、総合で財政事情だとかいろいろなことを総合的に考えたときに、10月が必要であろうという判断ができたところであります。

○委員長（永井繁樹） ほかに質疑ございますか。 ありませんか。

質疑がないようであれば、これで質疑を打ち切りますが、よろしいですか。

（はいとの声あり）

○委員長（永井繁樹） それでは、これで質疑を打ち切ります。

少々、休憩をいただいて、説明員の退席をお願いいたします。

11:40 休憩

11:41 再開

○委員長（永井繁樹） それでは再開いたします。

ただいまの質疑のすべてを終了いたしました。

今後の進め具合についてお諮りをいたしますが、通常であればこのあと討論にはいるわけでございますが、この質疑の展開を見て、討論に入っていくことが妥当かどうか、それとももう少し、それ以前のいろいろな検討を重ねることが妥当かということになりますが、どうお考えになりますか。

委員長としましては、このあとすぐに討論に入ること避けて、それ以前のもう少し委員の中の意見等も含めて審議していく方が、まだ時間がありますので、いいだろうと思っておりますが、どのようにお考えになりますか。

それでよろしいですか。

（はいとの声あり）

○委員長（永井繁樹） そうしますと、現段階というのは、時刻がこういう時刻ですから、このあとの昼の休憩を取った後に再開をしてやる方法と、日にちを改めてやる方法とございますが、どうされますか。

私の意見を先に申し上げますと、できればこのあと昼を取っていただいて、そのあとに意見交換も含めていろいろな審議を重ねていきたいと思いますが、それによろしいですか。

再開は1時ということになりますか、よろしいですか。

(はいとの声あり)

○委員長(永井繁樹) それでは、ここで暫時休憩をいたしまして、1時からの再開といたします。

11:43 休憩

13:00 再開

○委員長(永井繁樹) それでは、休憩前に引き続きまして、審議を再開いたします。

午前中も申し上げましたように、現在まで出てきました資料の精査、それと芽室町での先進地研修等々、今までやってきまして、今日出た条例の質疑を終えました。

それで、ただいまから、先ほど出た質疑の内容を、大まかに共通テーマが、皆さんのテーマがありますので、それらについての意見を、ここである程度出し合っていたきたいと思います。

ですから、ある程度質疑の時にかかわった意見と重複する内容があっても、それは当然それでいいと思いますが、まず、意見が多かったのは、10月1日からの実施ということで今回の条例が出てきておりますので、それに対する時期的な、試行が1カ月ですから、9月の試行で10月に実施をしたいという理事者側の意向ですけれども、皆さんの意見からでは、実施時期というのが、もう少し啓蒙活動も含めて、ごみの減量化対策というものを住民に浸透した上でやるべきではないかという意見が、まず多いように思いました。

それともう一点は、ごみの減量化の対策ですけれども、可燃ごみ・不燃ごみを含めて、資源ごみの対策も含めて、今後に向けた町、住民を巻き込んだ中での対策の強化ということで見さんの意見から強く出されていたように思います。

あとは、細かい部分でいいますと、不法投棄の問題も皆さんから出ていたような気がいたします。

それと、単価ですね。リッター3円というところですが、これについては意見の中でやはり低所得者、高齢者に対する配慮として検討してきたのかという質問の中で、理事者側というのはその範囲の中で検討してきた結果3円ということですから、これらについてはあくまでも3円を前提に審査をしていきます。

ですから、3円以外の審査ということには今回はならないと思います。条例は3円でできていますから。それを承知した形で審査をしていただきたい、そう思います。

それと、あとは全体的な住民体制の啓蒙活動も含めて、減量意識の強化ということになりますが、委員一人一人に意見をお伺いしていきますので、委員同士の討論という形には持っていきたくはないものですから、あくまでもこういった形でやっていく形で総括的にどういう意見をお持ちかということで、意見交換会をしたいと思いますので、豊島委員の方からお願いいたします。

○豊島委員 まず、10月実施ということについては、私自身は有料化そのものにも反対なのですが、この有料化の10月実施についてはものすごく早すぎると思います。それと併せて、今、いろいろな試行の期間だとか、そういうことも町側から出ましたけれども、試行というのは決めてからやるのではなくて、本来ならば芽室でやっているように、決めないときにやってみて、その結果を受けて、どうだったかというふうに判断するもので、これは逆だなと思うのが一つです。

それから、住民に対する啓蒙とも併せてなのですが、あまりにも短期間で結論を出して有料化に進んでしまっているという思いがものすごくあるのです。これまで町は、いろいろなところで進めてきたというふうに、さっき言っていましたけれども、実際に町民にきちっと提示をしたというのは懇談

会の時だと思うのです。1月です。1月の半ばだと思います。

そのときでも、部長の説明の中では有料化をする、しないということではありません。結論は出してないから、皆さんからたくさん意見を聞かせてほしいということで懇談会を開いていました。そういう中で、わずか1カ月で結論を見るというのは、非常に早急なやり方ですし、町民の声をそれで聞いたというふうに、私はならないなというふうに思います。

それから、有料化をこの3月で決めて、条例を決めてからいろいろな説明会を開いて何回でもやるというふうに言っていましたけれども、それは先ほども言ったように、私は方法が逆ではないかと。有料化をする前にそういう話をたくさんするべきではなかったかと思えます。

それから、減量化については、先ほどもお話したのですけれども、不燃・可燃ごみが減った分が資源ごみの方にたくさん集約されるということでは、財政的にはあまり効果がないのです。資源ごみの運搬費用だとかにお金がかかりますから、あまり効果がないということもあります。

それで、資源ごみをどういうふうに減らしていくかというふうに考えれば、一つは、先ほどほかの委員の方からも指摘されたように、公区でやっている資源回収ってやっていますよね。あれは資料を見ましたら、平成13年度と平成14年度を比べると、14年度の方が約1万キロも減っているのです。こういう現状をそのままにしないで、やはり公区できちんとやった方が町もお金がかからないし、効果があるということで、こういうところをもっと強めるべきだというふうに思います。

それからもう一つは、その容器包装リサイクル法でこういうような資源回収というのが積極的に取り組まれているのですけれども、法そのものの問題点というの指摘されているのです。それは自治体に運搬費用だとか保管費用だとか、そういうものが全部被さっているということで、ここのところをやはり強力に変えていくというのを自治体ぐるみでやっていかなくてはいけないなというふうに思います。

それから、不法投棄の問題も、これは有料化したからものすごく増えるかということでは、いろいろな異論もあると思うのですけれども、少なくとも有料化したら、する前よりも不法投棄が増えるということが、ほかのところから出されてきています。それと、最終的には、例えば、公の場所でない土地に捨てられた場合は、その土地所有者の責任になるということも歌われています。それで、有料化したことによって、そういう非常な困難を受ける人もいるのではないかということが一つと、それから町が回収する不法投棄も増えるのではないかと思うので、その辺も問題だと思います。

それから単価も1リットル3円でいっていますが、これは低所得者の方だとか、それから寝たきりの方だとか、それから乳幼児の人たちの配慮も今のところされていませんよね。これは、ほかの町村でもこういう配慮はされていますし、普通は法を整備するときにそういう実態なんかもつかんでいるはずですから、そういう配慮もすべきだと思うので、そういうこともされていないということでは、これは、私は非常におかしいなと思います。

そんなところですよ。一応、今のところ第1回目の意見です。

○委員長（永井繁樹） 牧野委員、お願いします。

○牧野委員 それでは、実施の時期からなのですからけれども。

十勝管内周辺を見ながら、という部長の話もありましたように、やはりやるのであれば同じ時期10月が。それは期間が短いといわれかもしれませんが、やはり周辺町村に合わせなければ。

併せて不法投棄の問題も同じ時期にやると、これは幕別町だけにごみが増えるということにもならないと思うので、やはり時期的には管内の帯広市周辺の、帯広、音更、芽室はすでに走っていますけれども、同じ時期がいいような気がいたします。

また、資源ごみについては、やはり先ほど豊島さんからもお話があったのですけれども、これは公区、町がかからないようにするというのですか、その公区あたりを中心として少し資源ごみを多く出してほしいし、また、有料化にすることによって資源ごみが当然増えるわけですから、資源小国日本ですから、そこにも一つの目的があると、私は思っております。

それから不法投棄は先ほどお話したように、同じ時期にやることによって、そんなに本町に来る不法投棄の量が増えるということは考えられないということで、やってほしいと思います。

また、弱者の保護ですけれども、これは町長が認めた場合という減免措置が条例条項に盛り込んでありますので、これから町と議会とで話し合っ、この点についてはよく考えていただきたいと思います。

それから金額です。3円ということですが、これはほかの町村とも、だいたい3円というのが出ていますので、おおよそこの数字で、私はいいと思っております。

啓蒙については、先ほどもお話したように、町が万全の体制をとって皆さん方のところへ出ていって、理解をしてもらえるようなお話、そして分別の仕方もちっとお話をさせていただきたいと思います。

こんなところです。

○委員長（永井繁樹） 堀川委員。

○堀川委員 今回のごみの減量化に対する、有料化の実施時期10月1日から、その間6カ月、私としては短いのではないかと、長ければいいということではないと思うのですが、議論をする時間、それから最終的に試行期間1カ月というのは、非常にそこで馴染んでいくのかどうかということは、疑問に感じるところではあるのですが、また、先ほど牧野委員が言われたとおり、その周辺市町村との同様の時期を勘案しながら進める必要もあるのではなからうかというのは、不法投棄の関係も考えられるわけで、これは幕別だけの問題ではないと思うのですね。十勝圏というような広域的の考え方もしなくてはいけないのだらうと思いますし、関係機関との連携を含めながら、時間も必要なのではないかと、いうふうに考えています。

それから、ごみを減量するというに、もう少し具体的な目的をもたせた方がいいのではないかと。資源ごみにすれば、ただいいというのではなくて、資源ごみにすることで環境問題という崇高なテーマをもとに、もう少し話をしていって、財政問題ではなく、海や川や山というような、自分たちの生活に必要なものを守っていく、資源を保護していくというところを、もう少し、十分に皆さんと考えながらやっていくのがいいのではないかなと、そういうふうに思います。

そういう意味でも啓蒙活動は積極的にしなければいけないでしょうし、住民も公区の協力を得ながら。ただ、公区内で協力交付金をもらった資源回収をしているところもあるのです。これはもう少し主体的な活動として増やしていく必要もあるのではないかと思います。

そういうトータル的な見方でごみの有料化を考えていかなければいけないのではないかと、いうふうに思います。

こういう単価の3円を前提とした今回の条例の改正なのですが、やはりこの3円というのを、まず見据えて今回の検討会は致しかたないと思いますけども、これをまた試算する時間があるかどうかわかりませんので、3円が妥当かこれで考えていきたいと思っています。

○委員長（永井繁樹） 中野委員。

○中野委員 有料化そのものは、反対はいたしませんけれども、時期的な部分では10月1日というのはどうしても早いような気がするわけです。9月の1カ月で試行をやると。20リットルと30リットルの袋を渡してやるということですが、1カ月で果たして住民に納得のいくことができるかどうかということなんです。

さっきから出ていますけれども、芽室町なんて1年間かけてやったというような事例もあるわけですから、決してこの1カ月でちょっとできるとは考えられないわけです。そのためには、少なくとも来年の4月ぐらいからやるというふうなことであれば、期限としてはいいと思います。

さらに資源ごみなのですが、本当にこういう資料をもらっていますけれども、それぞれバラつきがあるわけですが、もっと公区の方に協力を求めていく、こういうことが必要ではないかと。

これから年度末、あるいは年度替わりにかけて、それぞれ総会とかそういうものがあるわけですから、そういうところへ出向いていって、そして、その場を借りて説明をしていくというのも一つの手ではないかというふうに感じます。ともかく、住民の納得というか、そういうものをいただきながら進めていくことが大事ではないかと思っています。

あとは不法投棄の関係なのですが、一つの例として、不法投棄のごみを拾ってきた場合の出す袋。特別に何かボランティア袋とか、そういうような形のものをつくっていくことによって、住民も自

分で金を出すということではなくて、そういう袋があれば、例えば町内会の衛生部というか、そういうのもあると思うのです、環境部というかなんていうか。そういうところにあらかじめ、月に何枚、あるいは年に何枚というか、そういうような形で渡しておいて、その方からいただいて、やると。ごみを集めておくところの集積場ですけれども、いつまでも持っていかないごみがあるとか、そういうこともそういうボランティア袋があれば処理できるのではないかというような気がいたします。

あとは値段のことですけれども、先ほど詳しく聞いたので、これを基本にしてやっていくということですからいいと思いますけれども、小さな子どもがいるところの家庭というか、こういうところには2歳児ぐらいまでは当然おむつを使っていると思いますので、これにも何らかの無料袋というか、そういうものも与えていくことも大事ではないかと思います。

少子化、少子化と片一方では少子化を叫んでいろいろな方策をしていますが、こういうところもフォローしていかなければ、なかなか少子化も改善されていかないのではないかという気がいたします。

○委員長（永井繁樹） 大野委員。

○大野委員 基本的には先ほど牧野委員が発言されたのと、そんなに変わらないのですが。

それで、近隣町村との、これは足並みというか、不法投棄のことも絡めてやっぱり考えていく必要がありますし、資源ごみのことについては、これからやっぱりどんどん増えていこうということ、もう少し知恵を出すというか、考えて、資源ごみの対応についてはもう少し考えていく必要があるなど、そんなことを思っています。

それで最後に、値段はともかく、中野委員から出た弱者救済措置というのですか、いわゆる乳幼児のお子さんのことも含めて、これらについても、これはもう少し議論をする必要があると、そんなふうに思います。

○委員長（永井繁樹） 助川委員。

○助川委員 それでは実施の時期からです。10月ということですがけれども、今までの部局から聞いた説明の中では、自分自身としてはまだまだ住民説明は足りないかな。住民の声を聞く部分がまだ足りないのではないかという気もしています。

それとあと、10月実施ということをやるとすれば、かなりの回数というか、町民の皆さんと理解を深め合うという部分をもっともっと必要になる。そういうふうに考えています。

あと資源ごみの対策については、それぞれ前の委員さんたちが言われたように、その今現行にやっている新聞紙なんかの公区等々あります。そういった方向の部分ももうちょっときっちり考えて、資源ごみとして町へ出さなくてもいいような方法をもっと進めるべきだというふうに、皆さんとそれは一緒です。

減量意識の向上とかそういった部分は、そういう説明とか、町と住民との話し合いの中でまだまだ深めていってけるのではないかというふうに考えています。

あと、不法投棄の問題については、これはやっぱりなかなか難しい問題で、ごみの有料化をしたから減る、増えるというのがちょっと、今、自分の中では判断がつきません。

あと3円については、ほかのくりりんセンターを利用している町村等々と合わせなければならないと思いますので、そのことについてはこれでよろしいかと思います。

あとは、障害老人、赤ちゃんの関係、弱者の関係です。これが本当に、皆さん言われたように、もう少し検討する余地があると考えます。

○委員長（永井繁樹） 今、それぞれ委員の方のご意見、皆さんもお聞きしておわかりかと思いますが、おおよそ問題共通、問題に対する共通点というのが絞られてきております。

それで、今後に向けてですが、このあと当然、次回の委員会ということがありますけれども、それまでにほかの議員さんとの意見交換も踏まえて、他の議員との意見交換も当然ありますから、そういった中をすべてやっていただきまして、次回については討論に入るという形にしていこうと思っております。

そういう方向性でよろしいですか。

（「はい」の声）

いいですね。

そうしますと、今日のところは、こういった形の集約にさせていただきますして、次回、討論に入って論議をしていただくということにしたいと思います。

それで、次回の日程をここでお諮りいたしますが、私といたしましては、3月16日、10時を予定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長(永井繁樹) それでは、次回の民生常任委員会を3月16日、火曜日、10時より、この会議室にて行います。

それでは、今日のところは、審査はこの程度で終わりたいと思いますが、よろしいですね。

(「はい」の声あり)

それでは終わります。

閉会 1時25分